

琵琶湖周辺地域の魅力発信業務 特記仕様書

1 業務の目的および方針

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本市への国内・外からの観光客や宿泊施設の利用が大幅に減少し、今後の感染収束時期を見極めつつ県外からの観光客の獲得と観光需要の回復に向けた反転攻勢の備えが必要とされている。本市においては、琵琶湖周辺地域において体験（自転車、ボート、ゴルフ、湖上アクティビティ）や、琵琶湖付近の景色（琵琶湖大橋）、宿泊施設やショッピングモール（ホテル、ピエリ守山）など誘客できる環境が十分に整っており、本業務ではこれらをまとめて発信することで県外からの認知度を高め、国内からの観光客増加を図るとともに、今後のインバウンド受け入れ環境体制づくりにつなげることとする。

2 本業務の概要

- (1) ターゲット層の誘客に繋げるため、仕様書に基づき本市の琵琶湖周辺地域の動画または写真撮影を行い、全国規模の発信を行うこと。
- (2) 撮影期間は年内を目途に完了することとし、来年度の誘客に向けて2月～3月中旬に撮影・編集した素材を用いて効果的な情報発信を行うこと。
- (3) 本業務はリゾート地である琵琶湖周辺地域を舞台とするため、撮影は事前に企業へヒアリングを行い、企画・調整をすること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、守山湖岸振興会と連携し、同会が実施する事業との相乗効果を図ること。また、市内に限定せず、本業務への効果が見られる場合は他地域との連携も積極的に実施するべきであるが、原則として受注者で調整すること。

3 本業務のターゲット層

- (1) 県外の居住者
- (2) 年齢層は20代の学生または独身世代から定年後の高齢者世代まで幅広い層とするが、企業へのヒアリングから求められる客層を定めることとする。

4 業務の内容

- (1) 企業へのヒアリング・業務計画の作成

ア 本業務におけるターゲット層を確立するため、琵琶湖周辺地域の企業が求める客層や今後の目指す姿をそれぞれヒアリングし、結果を報告書にまとめること。

イ (1)アの結果を踏まえ年間の業務計画を立て、発注者と協議の上、実施すること。

- (2) 動画または写真等の撮影

ア 撮影場所や被写体等の準備および日程や撮影等に関する調整を行い、発注者と

協議の上、計画を立てること。

イ 撮影は、琵琶湖周辺地域を題材とした動画または写真の撮影とすること。

ウ 発注者の所有する写真素材、推奨コースマップ、PR動画のデータ、観光パンフレット等の既存資料が必要な場合、受注者の求めにより提出するものとする。

エ 撮影について、警察との協議や許可申請、各施設への取材協力依頼や交渉が発生した場合、原則として受注者にて対応すること。ただし、業務を実施するうえで、発注者により各種調整、取材等を対応した方が好ましいと判断される場合は、発注者と協議の上、受注者とともに対応することとする。

(3) 情報の発信

ア 琵琶湖周辺地域の魅力を十分に発信できる方法を検討し、発信方法について発注者の了承を得ること。

イ 本業務における情報発信・拡散については、原則として受注者にて行うこととする。ただし、発注者によるホームページ等の広報・情報発信が必要と判断された場合、事前に発注者と協議し、発注者の行う活動を積極的に支援すること。

(4) 報告とりまとめ

本業務において実施した内容および効果を明確にし、報告書に取りまとめ、業務終了後に提出すること。なお、発注者の求めに応じて、適宜進捗状況等について報告すること。

5 成果物

本業務の成果物として、以下を提出すること。

(1) 業務実績報告書 1部（合わせてCD-R形式によるデータを提出すること）

報告書書式は任意とし、実施の状況、意見集約の結果等がわかるよう報告書にまとめ、契約書と同一の契約者名・捺印を押捺すること。

(2) 撮影した写真データ

動画による撮影の場合、動画ファイル形式および画像ファイル形式へ変換したものを納品すること。

6 その他

(1) 上記に定める事項のほか、業務遂行上必要と認める事項が発生した場合は、協議のうえ、業務内容を変更することができる。

(2) 業務の実施にあたっては、道路交通法等各種関係法令を遵守し、法令違反等が発生しないよう徹底することはもちろん、安全管理を行い、事故の防止に努めること。また、守山市と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行に努めることとする。

(3) 受注者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならぬ

い。

- (4) 納入した成果品に係る著作権は守山市が保有し、守山市が該当データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、今後、国や県等の要請により、仕様書の記載内容の実施が困難となる場合がある。この際、遅滞なく発注者と協議し、仕様書の変更等について発注者が認めた場合につき、適宜対応するものとする。
- (6) その他定めのない事項については、必要に応じ守山市と協議のうえ指示に従うものとする。

<参考>

- 守山湖岸振興会とは、湖岸地域の事業者と行政（14 団体）で構成され、湖岸商業地区の各事業所の発展および共存共栄を図ると共に、当地域を観光商業地域として整備発展させることを目的とし、当地区の発展に資する調査および研究を行い、関係先への建設的な提案をはじめ、会員相互協力してその実現を図る団体である。